



三重地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

三重労働局一般公示第 216 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 4 項において準用する同法第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項において準用する同令第 3 条の規定に基づき、三重県電線・ケーブル製造業最低賃金及び三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、三重県の区域内で電線・ケーブル製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（※ 1）を営む使用者（※ 2）又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）は、下記「三重地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

【注】

※ 1 自転車・同部分品製造業を除く。

※ 2 上記業種のうち、※ 1 の業種を除いた純粋持株会社を営む使用者を含む。

令和 7 年 9 月 2 日

三重労働局長 石 田 聡

記

三重地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、三重県の区域内で電線・ケーブル製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（※ 1）を営む使用者（※ 2）に使用される労働者又はその団体であること。

- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、三重県の区域内で電線・ケーブル製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（※１）を営む使用者（※２）又はその団体であること。

※ 記の１の(1)及び(2)の※１及び※２については、上記【注】で示した説明内容と同様である。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切期日

令和 7 年 9 月 10 日

(3) 推薦書の提出先

三重労働局労働基準部賃金室

（津市島崎町 327 番 2 津第二地方合同庁舎）